

多気町「子育て世帯」応援金給付のご案内

【小学校・中学校入学応援金】



子育て世帯の生活を支援するために応援金を支給します！

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

町内に住所を有し、対象児童を監護し生計を同じくする保護者とし、引き続き、多気町に生活する意思のある方

2. うちの子は対象になるの？（対象児童）

- ・多気町内に住所がある
- ・保護者と同一世帯である
- ・小中学校（義務教育学校、特別支援学校、私立学校その他これに類するものを含む）に1年生として入学し、入学式を終えた児童・生徒

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童・生徒1人につき、5万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月末までに支給します。以降、口座への振込が確認できなかった場合には、お問い合わせください。

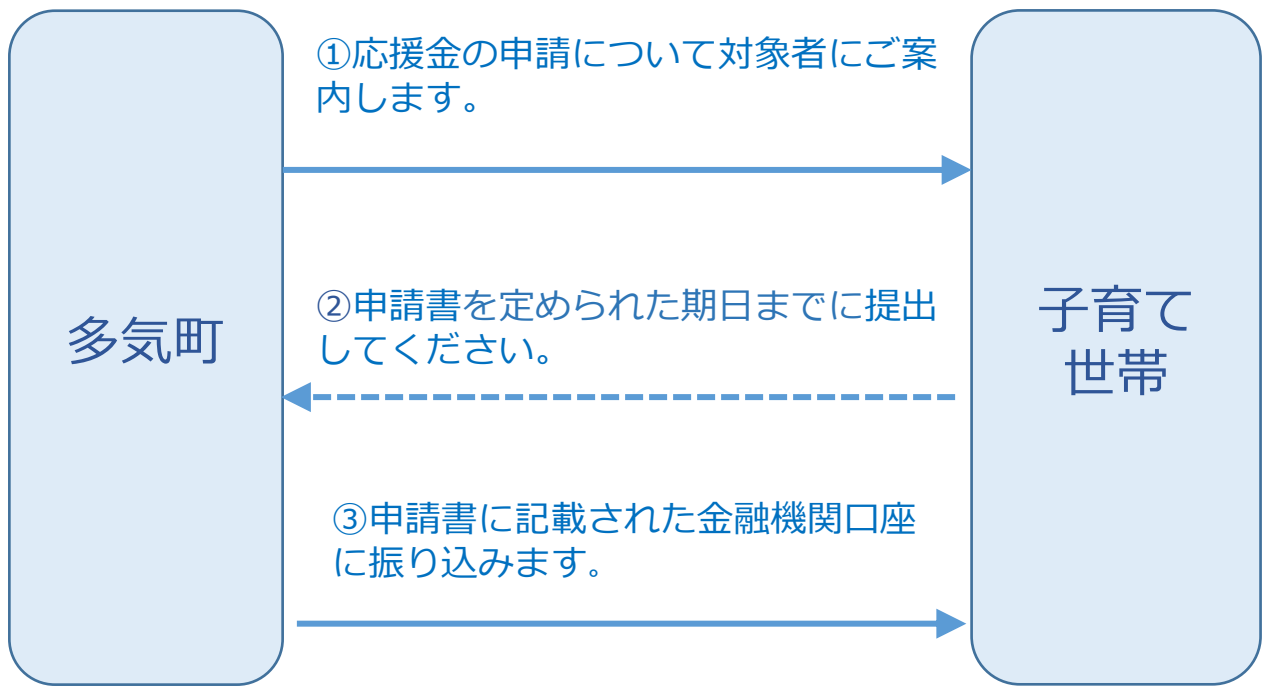
5. どのように申請するの？（申請方法）

- ・町内各小中学校に入学された児童生徒
各学校から申請書を配布させていただきます。必要事項を記入していただき、各小中学校に提出してください。
- ・町外の小中学校に入学された児童生徒
教育委員会より申請書を郵送させていただきます。必要事項を記入していただき、教育委員会へ提出してください。

【給付要件】 ※以下の要件を全て満たした保護者の方が申請できます。

- 申請・請求者（支給対象となる子どもの保護者）、対象児童生徒ともに多気町の住民基本台帳に登録されている（基準日：入学する年の4月1日）
- 多気町内に現に生活している
- 申請・請求者は対象児童生徒を養育している保護者である（同一世帯であること）
- 引き続き多気町で生活する意思がある

裏面に続きます。必ずご確認ください！



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

特別な事情がない引っ越しの場合は、給付金の振り込みを行いません。

また、振込後に特別な事情のない引っ越しをした場合には、給付金を返金していただきます。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

給付要件の「申請・請求者は対象児童を養育している保護者である」に当てはまらないため、対象外となります。

Q. 子どもと住所がちがいますが、入学応援金はもらえますか？

同一世帯に児童生徒がいない場合は、給付要件の「申請・請求者は対象児童生徒を養育している保護者である（同一世帯であること）」に当てはまらないため、対象外となります。

お問い合わせは



入学応援金に関すること
教育課 電話:0598-38-1121